

広島県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十四年三月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道府中上下線	府中市河佐町字後口一三八五番地先から 府中市河佐町字下神谷山二一〇三番八二地先まで	平成二十四年三月 一二日